

「特別警報」、並びに「暴風警報等」発令時の措置について

特別警報	I. 枚方市に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。		
	II. 登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。 状況に応じて、枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。 (基本的には、保護者の方にお迎えをお願いすることになります。)		
暴風警報・暴風雪警報・洪水警報	I. 枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合		
	午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ、解除になるまで 自宅待機とします。
	午前9時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ、解除になるまで 自宅待機とします。
		解除	◇9時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇2校時以降の授業を行います。
	午前10時現在	発表中	◇臨時休校とします
		解除	◇10時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇3・4校時の授業を行います。 ◇12時30分頃より下校します。
	II. 登校後に枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合は、年度当初の緊急下校カードに基づいて地区ごとに教師引率のもと、集団下校するか、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。 ※このような場合の対応について、ご近所の方をお願いするなど、帰宅後の児童が困らないよう各家庭であらかじめ準備願います。なお、緊急時には「ミルメール」等で連絡します。		
	III. 留守家庭児童会については、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より、午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から開室します。詳細は留守家庭児童会にご確認ください。		
	IV. 枚方子どもいきいき広場についてもこの度の学校の対応に準じて非常変災時における中止の取り扱いから「大雨警報」を除きます。		
	【留意事項】 教育委員会等との緊急連絡ができなくなりますので、電話での問い合わせはご遠慮ください。		